

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	午前9時	午後5時30分

※ 休憩は正午～午後0時45分

※ 施設など特別な勤務形態をとる職場については、始業・終業時刻が異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の状況（28年度）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
19,956日	6,133日	527人	11.6日	30.7%

※ 年度途中の退職者や派遣職員、短時間さいにんなどを除きます。

(3) 主な特別休暇の種類等

種類	付与期間
人間ドック	1暦年につき1日以内
父母等の祭日（法要）	1暦年につき2日以内で必要と認める期間
結婚	8日以内で必要と認める期間
配偶者の出産・育児支援	6日以内で必要とする期間
妊娠障害	7日以内で必要と認める期間
出産	産前産後それぞれ8週間
育児時間	・ 生後満1歳までは1日2回各45分 ・ 1歳超～満1歳6か月は1日1回45分
妊娠中の通勤緩和	1日2回各30分
子等の看護	・ 1暦年につき、小学校就学前の子の場合は5日以内、小学生以上の子、配偶者及び父母が入院した場合は3日以内で必要な期間 ・ 小学生までの子が学校伝染性疾病にかかった場合は、1疾病につき5日以内で必要な期間
骨髄提供	必要と認める期間
永年勤続におけるリフレッシュ	1暦年につき、在職10年は3日以内、在職20年及び30年は5日以内
夏季休暇	7日以内
忌服休暇	続柄に応じ付与（例）配偶者は10日、父母・子は7日など

4. 分限および懲戒処分の状況（28年度）

分限処分	懲戒処分
休職等 37件	減給 1件

5. サービスの状況（28年度）

職務専念義務の免除	営利企業等の従事許可
19件	5件

- ※ 職務専念義務が免除されるのは、研修や福利厚生事業に参加する場合などです。
- ※ 営利企業等の従事許可とは、営利企業その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合などに、任命権者の許可が必要となるものです。

6. 研修および勤務成績の評定

(1) 研修の状況（28年度）

① 人事課主催研修

新入職員 研修	人権研修	法制執務研修	財政研修	環境研修	その他 (延べ人数)
22人	16人	69人	78人	50人	488人

② 派遣研修

マッセ大阪	その他（全国市町村国際文化研修所・日本経営協会等）
86人	54人

③ 各機関などにおける研修

教育 委員会	消防 本部	市議会	農業 委員会	選挙 管理 委員会	監査 委員	水道局
42人	49人	12人	3人	17人	15人	18人

(2) 自己啓発に関する経費助成（28年度）

- ①通信教育講座・連続講座修了 6件（各種講座、語学、大学院等）
- ②資格取得 12件（幼稚園教諭の教諭免許取得及び更新
精神保健福祉士等）

(3) 勤務成績の評定の状況（28年度）

目標管理型人事評価制度を実施。

職員の資質向上を目的に、所属長が職員への指導などを行う中で、職員に対する評価を行い、人事配置や職員の処遇に反映しています。

7. 福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（28年度）

職員の健康管理を目的に定期健康診断をはじめ各種特殊検診を実施しました。

主な健診内容	受診者数	主な健診内容	受診者数
定期健康診断	495人	喀痰検診	26人
前立腺がん検査	9人	乳がん検診	28人
大腸検査	36人	VDT 作業検診	37人
深夜業務従事者検診	67人	有機溶剤従事者検診	6人
胃検診	18人	B型肝炎抗体検査	62人
B型肝炎ワクチン接種	28人	頸肩腕痛・腰痛検査	17人

(2) 福利厚生の状況（28年度）

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、交野市職員厚生会とで実施しています。

交野市職員厚生会では、福祉の増進と職員相互の親睦を目的として元気回復など日々の業務に意欲を持って専念できるよう、職員とその家族を対象に福利厚生事業を実施しています。

（平成28年度）

区 分		交野市職員厚生会	
会 費	掛金率		月額 1,200 円
	掛金額	市	7,067 千円
		水道局	400 千円
負担金	負担率		年額 14,000 円
	負担額	市	7,070 千円
		水道局	350 千円
事 業 概 要		健康管理・増進事業、宿泊等施設利用補助事業、レクリエーション事業など	

(3) 公務災害補償の状況（28年度）

公務災害申請件数	通勤災害申請件数
4 件	1 件

8. 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況（28年度）＝該当なし

※ 職員は、地方公務員法により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（28年度）＝該当なし

※ 職員は、地方公務員法により、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。